

社会福祉施設（安城市総合福祉センター他 10 施設）

指定管理者の候補者選定結果

安城市指定管理者選定委員会において、指定管理者の候補者となる団体を次のとおり選定しました。

1 施設名

福祉センター（総合、北部、西部、作野、桜井*、中部、安祥）

*身体障害者デイサービスセンター事業含む

児童センター（中央、西部、安祥）

社会福社会館

2 指定管理者候補者

社会福祉法人安城市社会福祉協議会

安城市赤松町大北 78 番地 4

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
（5 年間）

4 指定管理料提案額

2, 6 8 5, 2 3 9 千円（5 年間総額）※注 1

5 選定委員会開催日

令和 3 年 1 0 月 1 2 日

6 選定理由

福祉センター等の社会福祉施設は、地域福祉活動や介護予防事業の拠点としての役割を果たしている。その中で、社会福祉協議会は、各種の福祉サービスを提供しつつ、関係機関や福祉団体などと連携し、地域福祉活動の推進役としての役割を担っており、専門機関と連携した事例対応等の支援体制が整っている。また、公共的団体として法人の持続性に信頼がある。

上記理由と令和 4 年度以降の事業計画、収支予算内容が認められ、指定管理者選定委員会において指定管理者として選定された。

※注 1 消費税率について、全ての期間において 1 0 パーセントで計算した金額。